

## 農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について

### 農林水産事務次官依命通知

制定	平成24年4月20日	23	経営第3691号
改正	平成25年5月16日	25	経営第359号
改正	平成26年4月1日	25	経営第3729号
改正	平成27年4月9日	26	経営第2966号
改正	平成28年4月1日	27	経営第3269号
改正	平成29年3月28日	28	経営第3127号
改正	平成30年3月30日	29	経営第3536号
改正	平成31年3月28日	30	経営第2930号
改正	令和2年4月1日	元	経営第3205号
改正	令和3年3月30日	2	経営第3016号
改正	令和4年4月1日	3	経営第2613号
改正	令和5年3月30日	4	経営第2661号
改正	令和6年3月29日	5	経営第3142号
改正	令和7年4月1日	6	経営第3272号
改正	令和8年4月7日	7	経営第2366号

### 第1 趣旨

女性は、農山漁村の振興、農林漁業経営等の発展や6次産業化の展開に重要な役割を担っており、農林水産業や農山漁村の活性化を図るためには、女性農林漁業者が一層活躍できる環境整備を進めることが必要不可欠である。

このため、農林水産省が実施する各般の施策においては、女性農林漁業者等による補助事業の活用促進など、女性が十分に能力を発揮するために必要な措置を講ずることとする。

### 第2 基本方針

各般の事業等においては、以下の方針に基づき、女性の取組を支援するものとする。

#### 1 企画・立案段階からの女性の参画促進

地域における農林水産業に関する方針決定の過程において、積極的に女性の意見を反映させるためには、企画・立案段階からの女性の参画が重要であることから、方針決定に係る検討の場への女性の参画を義務化する等の措置を講ずる。

#### 2 農林水産業や6次産業化の取組等で活躍する女性への支援

農林水産業や6次産業化の取組等における女性の活躍を一層促進し、これを発展させることが重要であることから、女性経営者相互のネットワーク等を通じ、各般

の事業に関する情報や女性の能力を積極的に活用した取組事例に関する情報の提供を行うことなどにより女性が積極的に事業に応募・採択されるよう支援し、女性農林漁業者等による補助事業の活用を促進する。

### 3 女性経営者等の発展支援

農山漁村で活躍する女性経営者が飛躍的に発展し、地域の核となる人材となることが重要である。このため、農業分野においては、農業地域リーダーとなりうる女性農業経営者の育成、農業経営体における女性農業者が働きやすい環境の整備等に対する支援を講ずる。また、林業分野においては、次世代リーダーとなりうる女性の育成、女性の先進的取組の発信等に対する支援を講ずるとともに、漁業分野においては、女性の経営能力向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発・販売等の実践的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等に対する支援を講ずる。

### 4 指導的地位への女性の登用促進

食料・農業・農村基本計画（令和7年4月11日閣議決定）や第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）を踏まえ、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画を促進する。特に、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）、土地改良法（昭和24年法律第195号）、森林組合法（昭和53年法律第36号）及び水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員、土地改良区（土地改良法第77条第1項に規定する土地改良区連合を含む。）、森林組合及び漁業協同組合の理事について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれており、これらの指導的地位への女性登用にに向けた取組をより一層推進する。

## 第3 対象とする事業

第2の基本方針に基づき、女性の活躍推進に向けた事業は、別表のとおりとし、その実施については、同表の要綱等に定めるところによるものとする。なお、対象となる事業については、毎年度見直すものとする。

附 則（平成27年4月9日付け26経営第2966号）

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成26年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成28年4月1日付け27経営第3269号）

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 27 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日付け 28 経営第 3127 号）

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 経営第 3536 号）

- 1 この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（平成 31 年 3 月 28 日付け 30 経営第 2930 号）

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 30 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3205 号）

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和元年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 3 年 3 月 30 日付け 2 経営第 3016 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 2 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 経営第 2613 号）

- 1 この通知は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 経営第 2661 号）

- 1 この通知は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日付け 5 経営第 3142 号）

- 1 この通知は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 5 年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付け 6 経営第 3272 号）

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和8年4月7日付け7経営第2366号）

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 令和7年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

## 別表

## 女性の活躍推進に向けた事業

新規・追加 施策	区分	事業名	事業内容	女性への支援に 向けた取組内容	要綱等
	1 企画・立案段階 からの女性の参画促 進	里山林活性化による多面的機能発 揮対策交付金	山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能 の発揮を確保するため、事業体による経営管理がさ れにくい、地域の身近な里山林の整備・活用に取り組 む活動組織の確保・育成、活動の実践を支援。	本事業の活動内容を審査する地域協 議会に女性が参画することを要件化。	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対 策補助金交付等要綱(平成30年3月30日 付け29林政第893号農林水産事務次官 依命通知)
	2 農林水産業や6 次産業化の取組等で 活躍する女性への支 援	女性が変わる未来の農業推進事業	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地 域経済の活性化のため、女性グループの活動、女性農 業者の活躍事例の普及等の取組を支援。	地域をリードする女性農業者の活躍 事例の普及と取組や各都道府県におい て、地域の女性活躍の実情に応じて行 う、地域の女性農業者グループ活動等の 取組を支援。	女性が変わる未来の農業推進事業実施要 綱(平成30年3月30日付け29経営第 3550号農林水産事務次官依命通知)
		雇用就農緊急対策のうち女性の就 農環境改善・活躍推進事業	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地 域経済の活性化のため、女性グループの活動等の取 組を支援。	女性グループの活動支援等の取組を 支援。	雇用就農緊急対策実施要綱(令和6年12 月25日付け6経営第1765号農林水産事 務次官依命通知)
		農地利用効率化等支援事業	農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) 第19条第1項に基づく、農業上の利用が行われる農 用地等の区域における農業経営基盤の強化を促進す る計画(以下「地域計画」という。)のうち目標地図 (同条第3項の地図をいう。)に位置付けられた担い 手が、融資を受けて、経営改善に取り組む場合に必要 な農業用機械・施設の導入を支援。	女性が主体の取組の場合に配分ポイ ントの加算。	農地利用効率化等支援事業実施要綱(令和 4年3月30日付け3経営第3156号農林 水産事務次官依命通知)
○		地域農業構造転換支援対策のうち 地域農業構造転換支援事業	地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経 営改善に取り組む場合に必要の農業用機械・施設の 導入を支援。	女性が主体の取組の場合に配分ポイ ントの加算。	地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和 8年1月23日付け7経営第2081号農林 水産事務次官依命通知)

		新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業	就農後の経営発展のために、必要な機械・施設の導入等の取組を支援するとともに、地域計画の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援する。	家族経営協定等により、農業経営の方針、農作業の役割分担等を書面で締結している場合に配分ポイントの加算。	新規就農者育成総合対策事業実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)
		新規就農者確保緊急円滑化対策のうち世代交代・初期投資促進事業	就農後の経営発展のために、必要な機械・施設の導入等の取組を支援するとともに、地域計画の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組を支援する。	家族経営協定等により、農業経営の方針、農作業の役割分担等を書面で締結している場合に配分ポイントの加算。	新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱(令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知)
		雇用就農緊急対策のうち雇用体制強化事業	産地の農業経営体・地方公共団体等で構成される地域協議会等による労働力確保に向けた就労条件改善等の取組を支援。	農業経営体が設定する就労条件改善事項として「育児休暇の設定」や「保育環境の整備」等の女性が働きやすい環境づくりに資する内容を選択できるようになっており、当該事項の実現に向けた取組を支援(施設・設備の整備を除く。)	雇用就農緊急対策実施要綱(令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知)
		雇用就農の総合的な推進のうち雇用就農資金	男女別トイレやシャワーの設置など労働環境を改善する農業法人等が、49歳以下の新規就業者を雇用することに対して資金を支援。	「女性が働きやすい職場環境づくりのため、男女別トイレ及びシャワーの設置」や「就業規則に産前産後休業や育児・介護休業等を規定する」等を、選択要件の一つとして設定。	雇用就農資金等実施要綱(令和7年3月31日付け6経営第2412号農林水産事務次官依命通知)
○		地域農業構造転換支援対策のうち新規就農者チャレンジ事業	将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指し、意欲的に取り組む新規就農者に対し、必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。	家族経営協定等により、農業経営の方針、農作業の役割分担等を書面で締結している場合に配分ポイントの加算。	地域農業構造転換支援対策実施要綱(令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知)
		農山漁村振興交付金	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押し。	事業実施主体の役員となっているなど女性が重要な役割を担って女性の参画促進を図っている計画や、農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進についての基本方針に基づいた取組を実施する場合に、審査において	農山漁村振興交付金交付等要綱(令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知)

				配慮するとともに、雇用機会の確保により女性活躍の場を提供。	
		「緑の雇用」担い手確保支援事業	現場技能者を確保・育成するための体系的な研修や、複数の作業やデジタル技術等を学ぶ多能工化研修等に必要な経費を支援。	林業経営体が女性の新規就業者に対して研修を行う際に必要な現場環境整備の経費（簡易トイレ・休憩所のレンタル）を支援。 林業経営体が新規就業者に対して行う研修の支援対象選定にあたり、プラチナえるぼし認定企業等である場合は配分ポイントの加算。	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政第893号農林水産事務次官依命通知）
		森林集約・循環成長対策のうち林業・木材産業循環成長対策交付金のうち、先進的な林業機械等の導入及び特用林産振興施設等整備	路網の整備・機能強化、先進的な林業機械等の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物等の整備や、森林境界の明確化等を支援への支援。	先進的な林業機械等の導入及び特用林産振興施設等整備において、支援対象の選定にあたり、プラチナえるぼし認定企業等である場合は配分ポイントの加算。	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政第893号農林水産事務次官依命通知）
		未来の林業後継者支援事業	①高校生等の林業就業体験の支援、②林業就業体験の受入れ先の支援、③高校生等の林業に対する関心向上に向けた支援、④女性林業者や林業に関心のある女性の活躍促進に向けた支援を行う。	森林資源を活用した起業や既存事業の拡張の意思がある女性を対象に、オンラインでの講座を実施する取組や、女性林業者等を雇用する雇用主を対象とした、女性林業者等が個性や能力を発揮し活躍できる就業環境整備のための研修実施等を支援。	森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政第893号農林水産事務次官依命通知）
		浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産強化支援事業及び海業推進事業	「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、水産業のスマート化の推進等の取組を支援。	女性等の活動支援のため、子供待機室、調理実習室、会議室等により構成される「女性等活動拠点施設」の整備を支援。	水産関係地方公共団体交付金等交付等要綱（令和4年3月29日付け3水港第2556号農林水産事務次官依命通知）
3 女性経営者等の発展支援	女性が変わる未来の農業推進事業（再掲）	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域リーダーとなりうる女性農業経営者の育成、女性が働きやすい環境づくり、女性農業者の活躍事例の普及等を支援。	地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援するとともに、各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなり得る女性農業経営者の育成、女性	女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）	

				農業者の育児と農作業のサポート活動、女性の継続雇用促進等の取組を支援。	
		雇用就農緊急対策のうち女性の就業環境改善・活躍推進事業（再掲）	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成、女性農業者が働きやすい環境づくりや等の取組を支援。	男女別トイレや更衣室の確保等の女性農業者が働きやすい環境の整備や全国女性リーダー育成研修の実施等の取組を支援。	雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）
○		農林水産顕彰等普及費補助金	全国各地から選抜した優秀農林水産業者に天皇杯等を授与し、農林水産業者の技術改善及び経営発展の意欲の高揚を図る。	女性の活躍を推進する取組や経営についても顕彰し、業績を普及することによって、農林水産業における女性の活躍の更なる推進を図る。	農林水産祭開催要項（昭和37年6月12日付け37総第1369号農林水産事務次官依命通達）
○		獣医療提供体制整備推進総合対策事業	地域の産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生・高校生に対する修学資金の給付、獣医学生を対象とした臨床実習の実施、女性獣医師等に対する就業支援、遠隔診療の推進、ニーズに応じた獣医療の提供等により獣医療提供体制の整備を図る。	女性獣医師等の職場復帰・再就職・中途採用に向けたリスクリングのための研修及び雇用者等の理解醸成のための講習等を支援。	食料安全保障確立対策事業実施要領（平成28年3月29日付け27消安第6184号農林水産事務次官依命通知）
○		肉用牛経営安定対策補完事業のうち肉用牛生産基盤強化対策（肉用牛ヘルパー推進）	傷病時や高齢者のヘルパー利用等について支援。	女性農業者が傷病時等（出産、研修時等を含む。）に肉用牛ヘルパーを利用する際の負担を軽減。	肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）
○		酪農経営支援総合対策事業のうち酪農経営安定化支援ヘルパー事業	酪農家が傷病時等（出産、研修等を含む。）に酪農ヘルパーを利用する際の負担を軽減する取組を支援。	女性農業者が傷病時等（出産、研修時等を含む。）に酪農ヘルパーを利用する際の負担を軽減。	酪農経営支援総合対策事業実施要綱（平成28年3月31日付け27農畜機第5575号）
○		農業経営・就農支援体制整備推進事業のうち優良経営体表彰等事業	全国の優れた農業経営体の表彰を支援。	農業分野での女性活躍の観点から、全部門のうち2以内を部門名（女性活躍）として授与することができる。	農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3500号農林水産事務次官依命通知）
○		スーパーW資金（農林漁業施設資金）	認定農業者が設立した子会社が取り組む加工・販売等の事業を応援する資金。	女性が代表取締役又は女性が役員の過半を占める農業法人等が事業を実施する場合に貸付限度額を引上げ。	アグリビジネスの強化を推進するための金融措置（平成18年3月31日付け17経営第7210号農林水産事務次官依命通知）
○		農山漁村振興交付金	少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、多様な人材が農村に関わる機会を創出するとともに、農山漁村の多様な地域資源を活用して所得の向上と雇用の創出を図る「里業」の推進等の取組や農村に人	女性の発想から農山漁村の魅力の掘り起こし・磨き上げ・発信を促進し、また、農山漁村のポテンシャルを引き出し	農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知）

			が住み続けるための条件整備など農村振興施策を総合的に推進することにより、地域社会の維持、活性化を後押し。	て地域の活性化や所得向上に取り組む優良事例を選定し、全国へ発信。	
		浜の活力再生・成長促進交付金のうち浜の活力再生プラン推進等支援事業のうち漁村女性活躍推進事業	漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるため、漁村女性等が中心となって取り組む意欲的な実践活動等を支援。	漁村地域における女性の活躍を推進するため、女性の経営能力向上や女性を中心となって取り組む加工品の開発・販売等の実践的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等を支援。	水産関係民間団体事業補助金交付等要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知）
4 指導的地位への女性の登用促進	女性が変える未来の農業推進事業（再掲）	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成や登用に向けた意思決定層の意識啓発、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援。	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成や登用に向けた意思決定層の意識啓発、女性農業者の活躍事例の普及等の取組を支援。	農業分野における女性の登用に向けた各組織の意思決定層のコミットメント強化や、地域をリードする女性農業者の活躍事例の普及の取組を支援。 各都道府県において、地域の女性活躍の実情に応じて行う、地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成等の取組を支援。	女性が変える未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）
	雇用就農緊急対策のうち女性の就業環境改善・活躍推進事業（再掲）	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域リーダーとなりうる女性農業経営者の育成等の取組を支援。	女性農業者の能力の発揮等による農業の発展、地域経済の活性化のため、地域リーダーとなりうる女性農業経営者の育成等の取組を支援。	全国女性リーダー育成研修の実施等の取組を支援。	雇用就農緊急対策実施要綱（令和6年12月25日付け6経営第1765号農林水産事務次官依命通知）
	農業委員会交付金	農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付。	農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付。	農業委員会交付金について、49歳以下の農業委員・女性農業委員の登用の状況を配分に反映。	・農業委員会交付金事業実施要領（昭和60年11月20日付け60農経A第1141号農林水産事務次官依命通知） ・農業委員会交付金の予算配分について（令和6年7月12日付け6経営第1001号経営局農地政策課長通知）
	機構集積支援事業	農業委員会による遊休農地所有者への利用意向調査等の業務や、関係機関による必要な研修の実施等に係る経費を支援。	農業委員会による遊休農地所有者への利用意向調査等の業務や、関係機関による必要な研修の実施等に係る経費を支援。	女性農業委員の登用促進及び組織化のための活動を支援。	農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知）
	新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業	地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動等を支援。	地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のための研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動等を支援。	女性登用の数値目標・取組計画を設定している場合に配分ポイントの加算。	新規就農者育成総合対策事業実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）

○		地域農業構造転換支援対策のうちスマート農業教育環境整備事業（新規就農者誘致環境整備（スマート農業導入就農型））	地域の関係機関による誘致体制の整備や、技術習得のためのスマート農業型研修農場の整備、就農前後の方に対するトータルサポート活動等を支援。	女性登用の数値目標・取組計画を設定している場合に配分ポイントの加算。	地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）
---	--	---	---	------------------------------------	--

附 則 （令和8年4月7日付け 7経営第2366号）

- 1 この通知は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 令和7年度までに実施した事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。